

家庭用品品質表示法の各品質表示規程の一部を改正する 内閣府告示案について（概要）

平成 25 年 3 月 26 日
消費者庁表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

2. 改正の背景及び改正内容

(1) 洋傘

ア 改正の背景

家表法においては、一般家庭で使用される傘のうち大部分が洋傘であることから、携帯用の雨傘、日傘を含む洋傘を対象にするとともに、ビーチパラソル及びガーデンパラソルのような定置用の大型の日傘も対象としている。

現在、家表法第 3 条第 1 項により定められた雑貨工業品品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 672 号。以下「告示」という。）に基づき、以下を表示することとなっている。

- ①傘の生地組成 ②親骨の長さ
- ③取扱い上の注意（ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る）
- ④表示者名等

洋傘における取扱い上の注意は、人身事故が発生したことを要因に、ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限り、安全性確保の観点から「特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨。また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨。」「中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱいには地中に埋める旨」を必ず表示しなければならないとしている。

近年において、ジャンプ式の折りたたみ傘による事故（突然柄（手元）の部分が伸びてきて左目を直撃し重い後遺症を残すような事故など）が発生している旨、関係機関より指摘されており、これまでも日本洋傘振興協議会による自主的な注意喚起の取組がなされている一方、団体に加盟していない事業者が販売する商品においても、取扱い上の注意等による安全への配慮を促すため、告示に規定された「洋傘」に関する取扱い上の注意を追加する見直しを行うものである。

イ 改正内容

洋傘のうち、「ジャンプ式の折りたたみ傘」については、顔などに怪我をしないようにするための注意喚起が特に必要であることから、「傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨」を、また洋傘全般については、「使用方法に関する注意事項」を取扱い上の注意として追記することとする。

(2) いす、腰掛け及び座いす

ア 改正の背景

家表法において「いす、腰掛け及び座いす（以下「いす類」という。）」は、一般消費者が家庭生活において作業又は休息のために腰を掛けたり、座ったりすること等を主たる目的として使用するものであって、背もたれ、肘掛け又は脚などの有無にかかわらず座面を有するものを対象としている。

現在いす類は、家表法第3条第1項により定められた告示に基づき、以下を表示することとなっている。

- ①寸法 ②構造部材 ③表面加工 ④張り材 ⑤クッション材
- ⑥取扱い上の注意 ⑦表示者名等

いす類における取扱い上の注意は、製品の品質等に影響をもたらす要因を考慮するため「直射日光又は熱を避ける旨」を、製品に応じて表現方法を弾力化して表示することを規定している。

近年、家庭内において、いすからの転落による子供や乳幼児の事故が多発している旨、関係機関より指摘されており、全国ベビー&シルバー用品連合会による自主的な注意喚起の取組がなされている一方、団体に加盟していない事業者が販売する商品においても取扱い上の注意等による安全への配慮を促すため、告示に規定されたいす類のうち、「乳幼児^{※1}が使用するいす類^{※2}」に関する取扱い上の注意を追加する見直しを行うものである。

※1 乳幼児：乳児と幼児。学齢前の子供の総称（乳児：生後1年ぐらいまでの母乳又は粉乳などで養育される時期の子供。児童福祉法では、1歳未満児をいう。幼児：児童福祉法で1歳から小学校に就学するまでの者。【広辞苑】）

※2 ハイチェア、ローチェア、ハイ&ローチェア、ハイ&ローラック等

イ 改正内容

いす類のうち、「乳幼児が使用するいす類」については、乳幼児がいすから転落しないようにするための注意喚起が必要であることから、「乳幼児の転落を防止するための注意事項」を取扱い上の注意として追記することとする。

(3) 経済産業大臣からの要請

ア 改正の背景

家表法においては、「経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる」（家表法第3条第4項及び同条第5項）と規定されている。今般、家表法第3条第1項により定められた合成樹脂加工品品質表示規程における原料樹脂名の指定用語の追加、及び、JIS の名称変更等に伴い、これを引用している告示（合成樹脂加工品品質表示規程、電気機械器具品質表示規程及び雑貨工業品品質表示規程）について、経済産業大臣からの要請を受けて所要の改正を行うものである。

イ 改正内容

①原料樹脂名の指定用語に「アクリル樹脂」を追加

合成樹脂加工品品質表示規程においては、原料として使用した合成樹脂（原料樹脂）の種類について、指定された用語を表示することとしているが、「メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂」を使用した製品の原料樹脂の表示は「メタクリル樹脂」の指定用語を表示することとなっているところ、一般消費者により分かりやすくするために、「アクリル樹脂」の用語も使用できるように当該用語を指定用語に追加する告示改正を行う。

②その他 JIS 名称変更等に伴う形式的変更

○合成樹脂加工品品質表示規程

改正箇所	現行	改正案
第二条第二号 一 試験方法	S 2 0 2 9（プラスチック製食器）	S 2 0 2 9（プラスチック製食器類）

○電気機械器具品質表示規程

改正箇所	現行	改正案
十五 卓上スタンド用けい 光灯器具	(三) C七六〇一（蛍光ランプ（一般照明用））の初特性試験に規定する方法	C七六〇一（蛍光ランプ（一般照明用））の光学的特性に規定する試験方法
	イ C八一〇八（蛍光灯安定器）のランプ電流及びランプ電力試験	C八一〇八（蛍光灯安定器—性能要求事項）のランプ電力及び電流試験

	ロ 備考	C八一〇八(蛍光灯安定器)の付属書二	C八一一八(蛍光灯安定器-性能要求事項)の付属書D試験用ランプ又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)の付属書B
--	---------	--------------------	---

○雑貨工業品品質表示規程

改正箇所	現行	改正案
四 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤 二十八 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤 二十九 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤	K三三六二(合成洗剤試験方法)	K三三六二(家庭用合成洗剤試験方法)
	試薬一級(日本工業規格K八五七六)	試薬特級(日本工業規格K八五七六)
	K八九五一(硫酸)	K八九五一(硫酸(試薬))
	試薬一級(日本工業規格K八一八〇)	試薬特級(日本工業規格K八一八〇)
六 ウレタンフォームマットレス及びスプリングマットレス	(三) K六四〇一(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の十「寸法」	K六四〇一(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の五・三「寸法の許容差」
	(四) K六四〇〇-二(軟質発泡材料-物理特性の求め方-第二部:硬さ及び圧縮たわみ)	K六四〇〇-二(軟質発泡材料-物理特性-第二部:硬さ及び圧縮応力-ひずみ特性の求め方)
	六・七「D法」	六・七「D法(二十五%定圧縮して二十秒後の力を求める方法)」
その他の磨き剤	K〇〇六七(科学製品の減量及び残分試験方法)	K〇〇六七(化学製品の減量及び残分試験方法)

3. 今後の予定

- 平成25年 3月 消費者委員会への諮問
4月 経済産業大臣への協議
3月～4月 TBT通告(2ヶ月)
4月 パブリックコメント(1ヶ月)
5月 改正告示公布
11月 改正告示施行

※なお、上記2.（1）及び（2）については、改正告示の公布から約6ヶ月の期間を事業者に対する周知期間及び準備期間として設け、期間経過後の然るべき時期に施行予定。また、2.（3）については、改正告示の公布と同時に施行予定。

<添付資料>

資料1 洋傘、いすのしくみ概要について

資料2 洋傘、いすの改正後の表示例

資料3 雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対象条文

資料4 雑貨工業品品質表示規程（抜粋）

資料5 経済産業大臣からの要請文書

資料6－1 合成樹脂加工品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料6－2 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料6－3 雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

資料7 家庭用品品質表示法（抜粋）